

☆ 農業指導情報 ☆

第 1 号

令和6年4月26日



発行：能代市農業総合指導センター

農林水産部農業振興課（市役所本庁舎 2F）

能代市上町1-3

TEL 89-2182 FAX 89-1774

二ツ井地域局環境産業課（二ツ井町庁舎 1F）

能代市二ツ井町字上台1-1

TEL 73-4500 FAX 73-5224

☆農業関連情報

メルマガ「のうメル」

に登録を！



春の農作業安全確認運動実施中！

- ほ場周辺の危険箇所の確認をしましょう。危険箇所では減速や迂回ルートを設定するなど、危険回避行動を心がけましょう。
- 道路端や曲がり角の草刈り、路肩の補強を行い、危険箇所の改善を行いましょう。
- 安全キャブ・フレームのあるトラクターを使用し、シートベルト、ヘルメットの着用を徹底しましょう。
- 長時間作業を続けると、集中力が低下します。適度に休憩をとりましょう。



【重点推進テーマ】
学ぼう！正しい安全知識～機械作業の安全対策と熱中症の予防策～

道路を走るときルールを守りましょう！

農作業事故における死亡事故要因第1位は、トラクター乗車中の事故です。事故を防ぐためにも法令上のルールをきちんと守ることが大切です。

◆ルールの一例◆

- ◎車両重量が750kg以上の車両をけん引する場合は、大型特殊免許のほかけん引免許が必要です。
- ◎作業機を装着した状態での安全性が確認されていないトラクターは、時速15km以下で走行する必要があります。
- ◎北海道、九州、沖縄以外の地域では、作業機をつけたまま時速35km以上で走行することはできません。

※上記のルールは一例です。

詳しいルールは農林水産省HPや日本農業機械工業会HPで確認を！



ため池の安全管理を徹底してください

ため池は農業に欠かせない大事な施設ですが、毎年、転落等による水難事故が発生し、尊い生命が失われています。

ため池の管理者および関係農業者におかれましては、水難事故の未然防止のため、安全管理に万全の措置を講じていただきますようお願い致します。

- 【1】注意喚起のための立て看板や防護柵等を設置しましょう。
- 【2】子どもや高齢者の事故が多く発生していることから、ため池・ため掘りの周辺を巡視・点検する際には、子どもや高齢者の視点に立って行いましょう。
- 【3】ため池・ため掘り等で遊んでいる子供を見かけたときは、注意しましょう。
- 【4】安全柵等ため池施設の点検や樋門等の操作または草刈り作業など、ため池での各作業は複数名で実施し、水難事故が起きないように安全管理に十分注意しましょう。

令和6年産 経営所得安定対策、ナラシ対策の申請手続きについて

継続して交付申請される方へ

昨年申請された方には交付申請書を郵送します。
期限までにご提出くださるようお願いいたします。



新規に交付申請される方へ

大豆、そばやねぎ等、地域振興作物の転作などに対する「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金」、米価が下落した際に収入を補てんする「ナラシ対策」について、新たに交付を受けたい方は、交付申請書の提出が必要です。

◎交付要件など、詳しくは下記までお問い合わせください。

提出期限：6月中旬頃

※提出期限は申請書郵送時にご案内します。
※ご提出のない場合、交付金が支払われません。

ナラシ対策を申請される方へ

◎米を生産予定の農業者は、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要となります。

※昨年申請された方には交付申請書と併せて郵送します。

◎ナラシ対策の補填対象は、下記のとおりです。

- (1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米
6月末までに出荷契約又は販売契約を結び、
翌年3月末までに出荷又は販売したもの

【補填対象の上限】

原則、取引先ごとの6月末時点の契約数量



- (2) 実需者へ直接販売する米
6月末までに前年の実績等をもとに販売計画を作成し、
翌年3月末までに販売契約を結び、販売の対象としたもの

【補填対象の上限】

6月末時点の計画数量に関わらず、実際の販売数量

【問合せ先】

農業振興課 農業水産係 TEL 89-2183
二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500



ツキノワグマ出没警報が発令されています



秋田県では、4月18日よりツキノワグマ出没警報を発令しています。
 山菜採りなどで入山する際は、目先の収穫よりも安全を第一に考え、事故やクマなどに十分注意して行動しましょう。また、山際で農作業する場合も、クマの出没にご注意ください。

◆入山の心得◆

- ◎家族に行先やコース、帰宅時間を知らせること
- ◎知らない山には入らないこと
- ◎遭難時に発見されやすい服装を心がけ、防寒着や食糧、GPS付携帯電話、応急手当用品を携帯するなど十分な装備で出かけること。

◆クマに会わないためには◆

- ◎生ごみや残飯は放置せず、持ち帰ること
- ◎2人以上で行動し、単独行動は避けること
- ◎周りに音を出しながら行動すること
- ◎子グマには決して近寄らないこと



畑や人家の周辺にも出没することがありますので
十分注意してください!!

【問合せ・クマの目撃情報の連絡先】

農業振興課 農業水産係 TEL 89-2183
 二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500

水田活用直接支払交付金の水張り確認について

「水田活用直接支払交付金」について、令和4年から令和8年までの5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象としないとされていますが、水張りの要件については、水稲作付けが基本とされながらも、次の全てに該当する場合は水張りを行ったとみなすとされています。

- ①湛水管理を1ヵ月以上行う
- ②連作障害による収量低下が発生していない

国からの指針を踏まえたうえで関係機関と協議し、能代市農業再生協議会では、「代掻き」の状態を水張り確認の条件としています。

水張りを確認する際、場所の漏れがないようにするため、代掻き作業を終了した方は、FAX様式（代掻き作業報告用）の生産者記入欄にご記入のうえ、必ずご提出ください。

提出していただいた報告書のFAXは、当方で現地を確認した日付を入れて、各農家の方に返信します。

【問合せ先】

農業振興課 農業水産係 TEL 89-2183
 二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500



能代農業振興地域整備計画変更の申し出を受け付けます

能代農業振興地域整備計画（農振整備計画）で指定されている農用地をほかの用途に使用したい方は本計画変更の手続きを行ってください。

※変更手続き完了まで、おおむね6カ月程度の期間を要します。

※申し出を受け付けても関係機関との協議により変更できないことがあります。

受付期間：令和6年5月1日（水）～5月31日（金）
（閉庁日を除く）

受付場所：能代市役所 農業振興課（市役所本庁舎2階）



【問合せ先】 農業振興課 農政係 TEL 89-2182

ねぎ農地ばぐりっこ対策補助金について

- ・概要 ねぎを改植（ほ場転換）した場合、ケースに応じて補助金を交付
- ・対象者 ほ場転換を図るねぎ農家及び貸借契約等を行う農地所有者の双方
- ・対象農地 ねぎ農家、農地所有者ともケースによって異なります。
- ・交付単価（いずれも10a当たり）

1 ねぎ農家	基本額	3.0万円		
	排水対策加算額	1.8万円	→	額縁明渠&耕盤破碎
	地力増進加算額	0.6万円	→	緑肥栽培
				最大 5.4万円
2 所有者等	基本額	2.0万円		
	大豆特例加算額	1.5万円		最大 3.5万円
- ・補助金申請期限 令和6年7月19日（6月末までの貸借契約等が必要です）

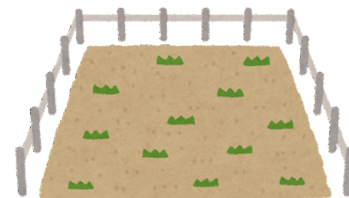
【問合せ先】 ねぎ課 TEL 74-5888

電気柵の導入補助を行っています

野生鳥獣による農作物への被害防止を目的に電気柵を導入する場合、補助金の対象となります。

設置を検討している場合は農業振興課までご相談ください。

- 概要：電気柵設置に必要な資材の購入費に対する助成
- 対象者：農作物を出荷・販売する農業者
- 補助率：資材購入費の1/2以内（上限10万円）



【問合せ先】 農業振興課 農林水産係 TEL 89-2183

毎月19日と第3日曜日は「のしろ食育デー」



**外食や嗜好品を利用するときに、
栄養表示を参考にしよう！**

